



浜田防衛大臣沖縄視察



7月7～9日の日程で浜田防衛大臣が沖縄を視察されました。

8日(水)午前、与那国町を訪れ、外間町長と会談、その後、日本最西端の西崎などの視察を行いました。

午後には、名護市内で島袋名護市長との会談、北部市町村長との会食を行い、引き続き在沖米海兵隊基地キャンプ・シュワブにおいて、普天間飛行場の代替施設建設予定地を視察し、真部沖縄防衛局長から代替施設建設予定位置などについて説明を受けました。

その後、平和祈念公園で献花、航空自衛隊那覇基地を視察し、平田南西航空混成団司令から概況説明を受けました。

9日(木)午前、仲井眞沖縄県知事を訪問し、普天間飛行場移設、嘉手納基地における騒音軽減等について会談され、帰任前の会見で「知事の沖縄に対する思い、情熱を感じさせていただき、それに対して、我々としてどれだけ応えられるか、今後しっかりやらなければいけないと思いました」と述べられました。

目次	騒音軽減措置	2
	騒音測定	4
	移転措置事業	5
	土地の原状回復措置	6
	米国防次官補来局	8
	優秀工事等顕彰	9
	防衛セミナー	10
	お知らせ	12

嘉手納飛行場における騒音軽減策

1 海軍駐機場等の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設についてはSACO最終報告における騒音軽減措置の一つとして、主要滑走路の反対側に移転することが盛り込まれています。

沖縄防衛局の前身である那覇防衛施設局は、移転先地となる沖縄市長に対しご理解とご協力をお願いしてきたところ、平成15年8月「本件移転を進めることについては、事情やむを得ない」旨の表明がなされました。

当局は、沖縄市長のご決断に心からの感謝を申し上げるとともに、地元の方々のこれまでのご協力を敬意を表したところです。

海軍駐機場の移転に関して沖縄市長の受入れ表明を受け、日米間で施設配置の検討等の作業を行う一方で、日米間で航空機の洗機時における周辺地域への騒音、洗浄水の飛散等の影響を早期に防止又は軽減する必要があるとの共通認識の下、協議・検討を重ねていたところ、嘉手納町長からも早期に解決を図る必要があり洗機施設を早期移転してもらいたい旨の要請が平成17年1月になされました。

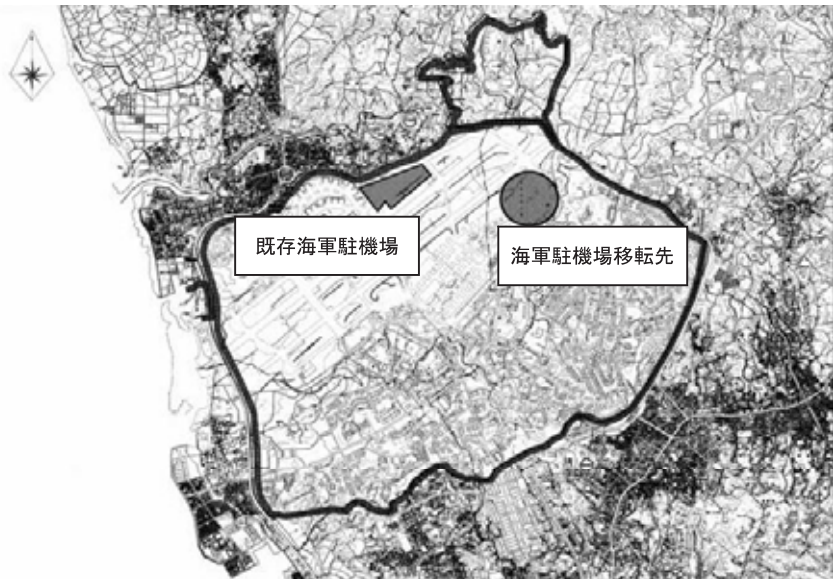


当局としては、主要滑走路の反対側での運用開始までに相当期間を要することが見込まれ、その間、嘉手納町屋良地区への騒音、洗浄水飛散等の影響が継続することとなることから、地元住民の方々の負担を一部でも早急に軽減することが重要との観点から、現有洗機施設を利用して大型・中型機(KC-135等)の洗機場については空軍大型機駐機場地区に、小型機(F-15等)の洗機場についてはF-15駐機エリア付近にそれぞれ移転することとしました。小型機洗機場は平成18年3月に工事完了、同年5月に米側へ引き渡され、大型・中型機洗機場は平成20年6月に工事完了、同年9月に米側へ引き渡されました。この洗機施設の完成に伴い、既存の洗機施設は本年2月末に撤去されたところでありす。



また、海軍駐機場本体の移転について日米間で調整を重ね、本年2月10日、騒音軽減に資するため海軍駐機場(駐機場、誘導路、整備格納庫等)を主要滑走路の反対側に移転すること等について、日米合同委員会で合意されました。これを受け、現在、整備格納庫等の設計を行っているところであり、来年度以降逐次工事に着手する予定であります。

当局としては、これらの施策により地元の皆様が騒音の大きな要因として指摘している地上音(エンジン音等)も相当程度減少するものと考えています。ついでには、周辺地域への騒音軽減が図られるよう、今後とも、移転の早期実現に向け作業を進めてまいります。



2 嘉手納飛行場における訓練移転期間中の 外来機による訓練回避について

米軍再編に係る嘉手納飛行場からの訓練移転については、平成19年3月から平成21年2月までの間、これまでに8回実施されています。

しかしながら、同飛行場周辺の地元の皆様から、訓練移転期間中に外来機が飛来し、負担軽減が実現していないのご指摘があることは当局としても重く受け止めているところです。

当局としては、これまで米側に対し、訓練期間中の嘉手納飛行場における他基地所属の米軍機の訓練の配慮方について申し入れを行ってきました。

この問題について、防衛省と外務省とで連携し、米側と協議を行ってきた結果、今般、米側より、「訓練移転期間中の外来機の訓練については極力配慮したい」との説明がありました。

このことについては、去る7月7日(火)、外務省沖縄担当大使から、沖縄県知事に対し説明がなされ、当局からも嘉手納飛行場の関係自治体(三連協:嘉手納町、北谷町及び沖縄市)に対し、説明を行ったところ、同自治体からは、その実現に対して強い期待が寄せられたところです。

当局としても、今後とも同飛行場の状況等を踏まえつつ、引き続き努力して参りたいと考えています。

嘉手納飛行場における騒音軽減策については、今回ご紹介した施策の他、これまで遮音壁の設置や、MC-130機を海軍駐機場から空軍大型駐機場北西へ移転する等の施策を講じて参りました。

当局としては、今後とも、地元の負担軽減が図られ、地元自治体等の周辺住民の皆様の理解が得られるよう引き続き努力して参りたいと考えています。

米軍飛行場周辺における航空機騒音自動測定調査

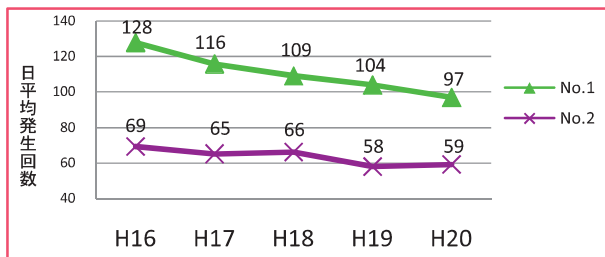
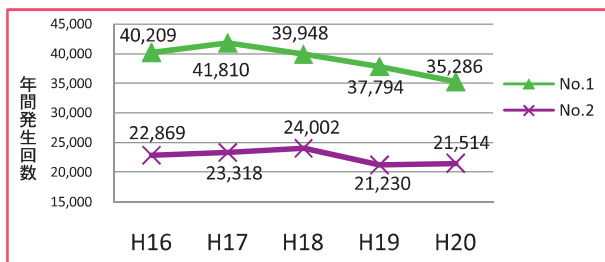
当局は、嘉手納飛行場周辺において、同飛行場内の滑走路両端2箇所及び同飛行場周辺12箇所の計14箇所、また、普天間飛行場周辺において、同飛行場の東西南北の計4箇所に航空機騒音自動測定装置を設置し、住宅防音工事の助成対象区域である第1種区域指定後の航空機騒音の実態を、年間通じて継続的に測定し、その変化の把握に努めているところであります。

当局が実施している航空機騒音自動測定装置による騒音測定の条件は、ピーク騒音レベルが70dB以上かつ継続時間が5秒以上(嘉手納飛行場内の滑走路両端2箇所については、ジェット戦闘機の上空通過時の継続時間等を考慮し3秒以上)で、さらに音の到来方向を分析し、航空機騒音(上空音)として識別されたものを計測しています。

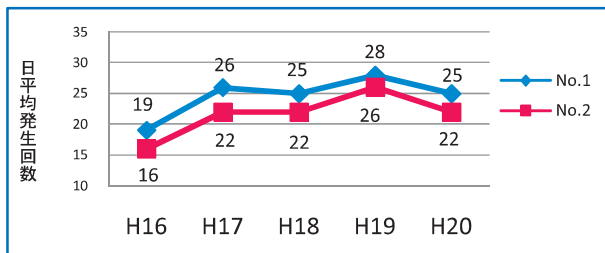
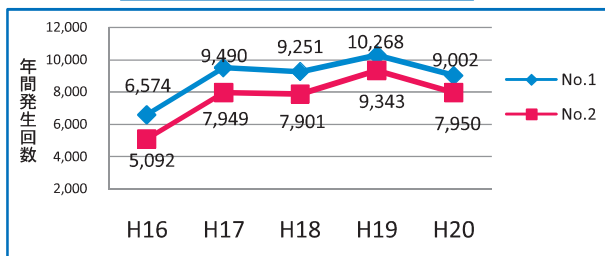
なお、その結果としては、目立った変動がない状況ではありますが、総じて減少傾向にあります。また、測定結果については、当局のホームページに掲載し、ご案内しています。

沖縄防衛局ホームページのアドレスは次のとおりです。 <http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

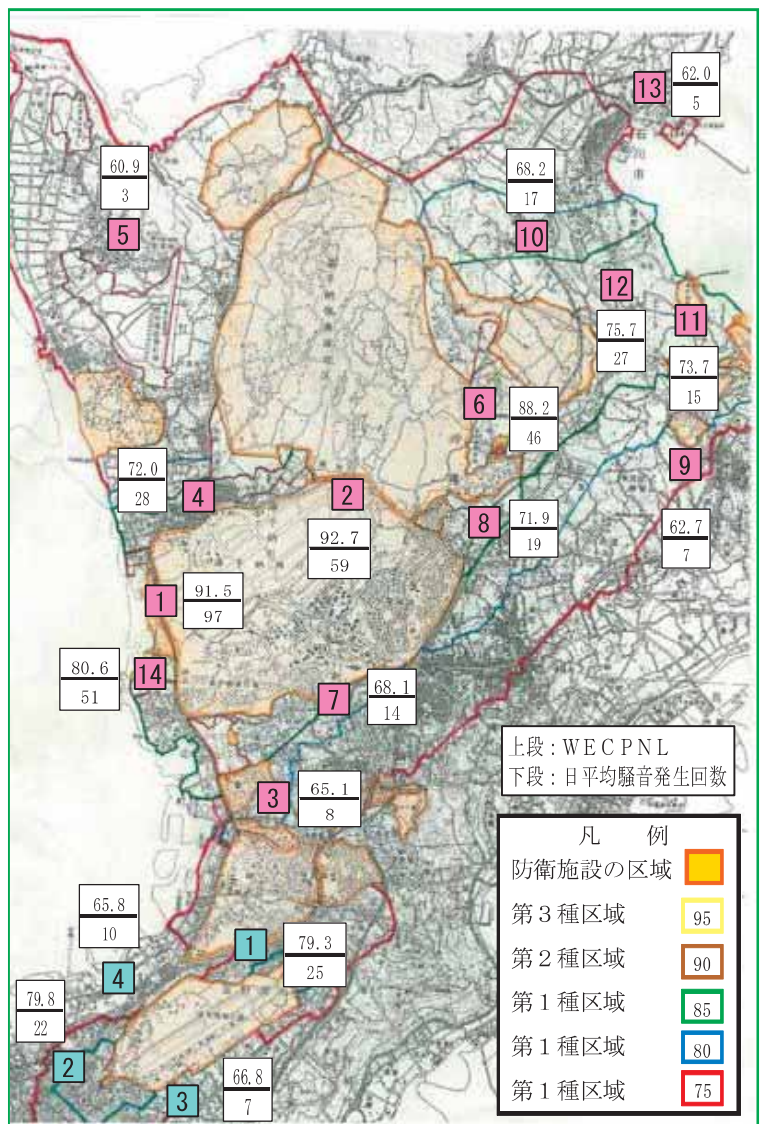
嘉手納飛行場測定結果



普天間飛行場測定結果



平成20年度航空機騒音状況



凡例

- 防衛施設の区域
- 第3種区域
- 第2種区域
- 第1種区域
- 第1種区域
- 第1種区域

嘉手納飛行場周辺における建物等の移転の補償

防衛施設周辺対策事業

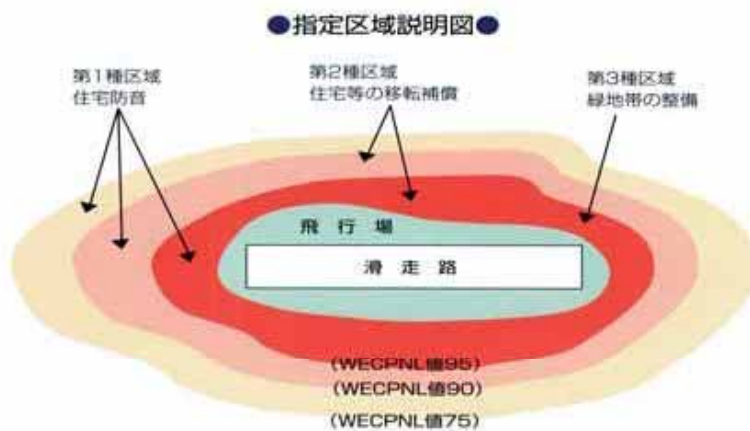
(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条関係)

1 移転の対象区域

移転の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響により、その障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第2種区域をいいます。

移転は、この第2種区域を対象として、**区域外に移転を希望される方々に対して**、建物等の補償や、土地の買入れを行うものです。

次の略図に示す区域が移転対象区域(第2種区域)です。



区域指定年月日
昭和53年12月28日

嘉手納飛行場における第2種区域の具体的な範囲については、沖縄防衛局において、地図により確認できます。

2 移転の対象となるもの

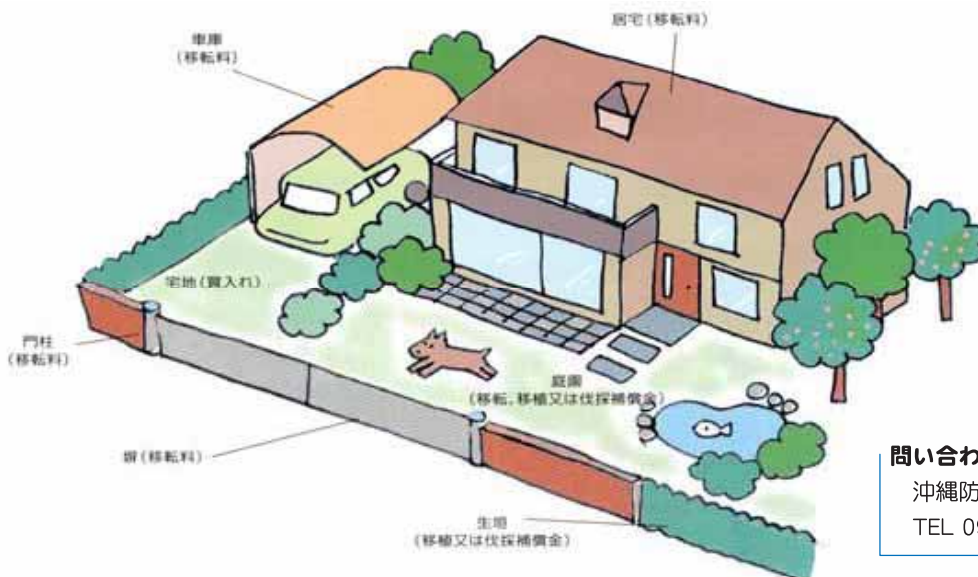
(1) 建物等の補償について

第2種区域の指定のとき、すでにその区域内に所在している建物等が、補償の対象となります。

(2) 土地の買入れについて

第2種区域内(第3種区域を除く)の宅地については、区域指定のとき、宅地であるものに限り、なお、同区域内の宅地以外の土地については、建物等の移転に伴い、従来の利用目的に供することが著しく困難となるものに限り、

※また、第3種区域内については、全ての土地が対象となります。



問い合わせ先

沖縄防衛局 企画部住宅防音課 移転措置係
TEL 098-921-8131 (内線297)

土地の返還にあたって「ありがとうございました。」の感謝の気持ちを込めて真摯に対応させていただいております。

返還財産補償業務について

米軍から返還を受けた土地について、米軍の建物及び埋設物等がなく、撤去工事及び土壌調査等が必要のない土地は、返還日即日に引き渡すとともに必要な補償等を行います。

また、米軍の建物等がある土地は、返還後一時的に引渡しを保留させていただき、撤去工事等完了後に土地の引渡しを行い、必要な補償等を行います。

なお、返還後においても、米軍の行為に起因する埋設物、土壌汚染等が発見された場合は、国において適切に処理を行うこととしています。

物件撤去工事等の一例(楚辺通信所)



(撤去前)



(撤去後)

原状回復に伴う3つの補償

I 原状回復費

米軍の使用期間中における形質変更により土地所有者の方々が被った損失については、調査の上、原状回復に要する費用を金銭で補償します。

III 境界設定費

米軍の使用により土地の境界が不明になっている場合がありますが、その場合には、土地の境界を明確にするための費用を金銭で補償します。

II 管理費

原状回復を実施する期間中、土地所有者の方々は土地を利用できないことから、その間の損失を管理費として3ヶ月を限度とし、補償します。

私たちが住む沖縄県内には、全国の米軍施設・区域(専用施設)の約七十四パーセントが所在しています。これは県土の約十パーセント、本島の約十八パーセントに当たります。
このような状況下にある沖縄県民の負担を軽減するために、日米両政府は、平成八年十二月「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告」及び平成十八年五月「再編実施のための日米のロードマップ」において、土地の返還や在日米軍の配備の見直しを承認し、少しでも多くの米軍施設・区域の返還に向けて努力しているところです。
今回の「はいさい」では、米軍施設の返還において、どのような補償措置が講じられるのかについて、日頃土地所有者の方々が疑問に思っている「返還財産補償業務」と「返還給付金」について紹介します。

返還給付金に関する Q & A

Q1 返還給付金はいつまでもらえるのですか？



A1 返還給付金は返還日から3年間支給されます。その間「使用・収益又は処分」がなされれば、それらの前日までの支給となります。



Q2 「使用・収益又は処分」にはどういった例があるのですか？



A2 返還跡地に住宅、小屋等を建築した場合、返還跡地を耕作し純収益が生じた場合、返還跡地を売買、贈与、持分放棄等をした場合があります。



Q3 実は最近・・・土地所有者である父が亡くなり、相続してないのですが、父名義でも返還給付金をもらえるのですか？



A3 土地所有者の死亡により、相続が確定されていない場合は返還給付金の支給を保留することになり、更に時効が過ぎると支給できなくなります。ご不明な点がございましたら、施設補償第2課 給付金係までお問い合わせ下さい。

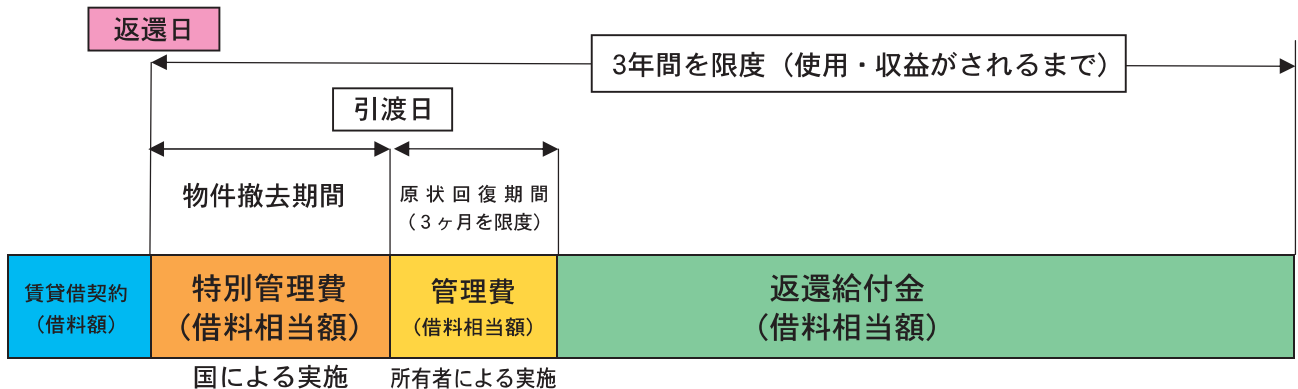


返還給付金について説明しましょう。



返還給付金とは、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」第八条の規定に基づき支給されるもので、土地所有者等の収入減の緩和と生活の安定を目的として制度化されたものです。私どもは返還跡地が一日も早く県民の皆様のために活用できることを願っています。

返還給付金フローチャート



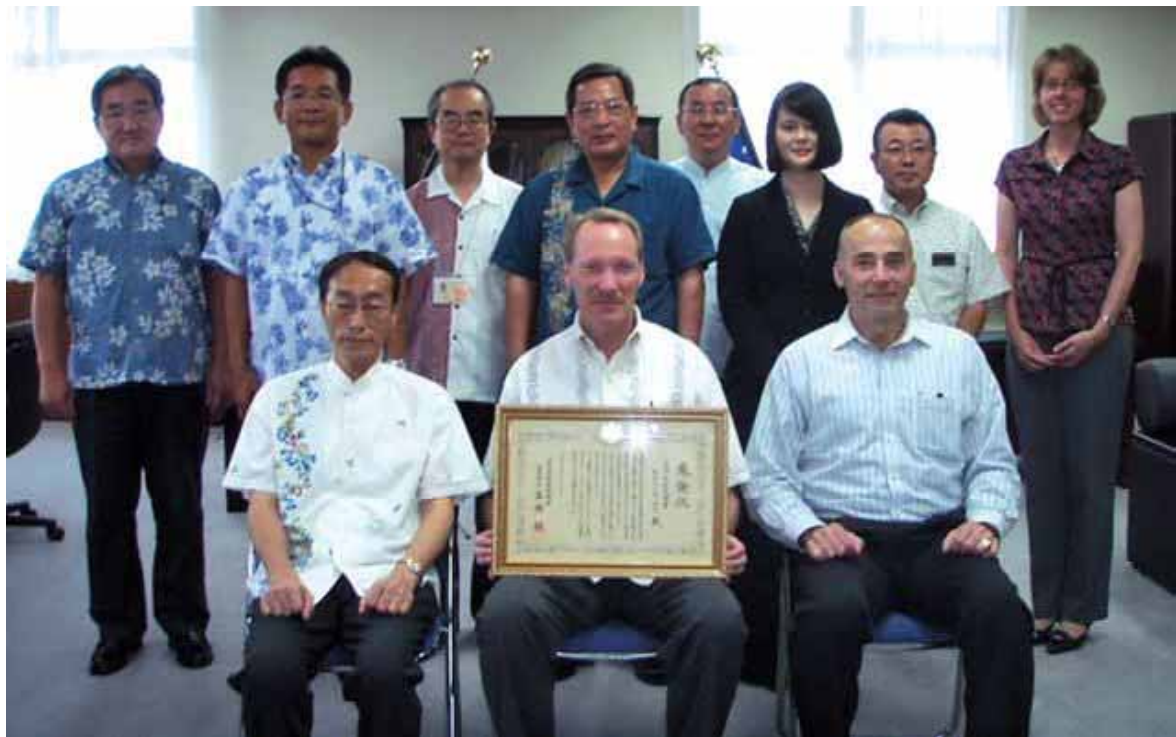
米国国防次官補ウォレス・C. グレッグソン氏来局 —真部局長との間で普天間代替施設について意見交換—

米国国防次官補（アジア・太平洋安全保障局）ウォレス・C. グレッグソン氏が平成21年7月14日、沖縄防衛局に来局され、真部局長と普天間代替施設について意見交換を行いました。

真部局長から普天間代替施設建設事業における環境影響評価の手続きやこれに関わる建設工事の進捗状況等について説明を行いました。

これに対し、グレッグソン氏は「（来沖した）本日の代表団の構成を見ていただければ分かるように、我々は米国政府として米軍再編に取り組んでいる。今後とも沖縄防衛局と緊密な関係を維持し、米軍再編の実現に向けて双方で努力していきたい。」旨述べました。

当日は、同氏に同行し、8月4日付で米国国務省日本部長に転出される在沖米国総領事ケビン・K. メア氏に対し、真部局長から感謝状を贈呈しました。



真部局長

メア総領事

グレッグソン
国防次官補

平成20年度沖縄防衛局における優秀工事等顕彰の実施

本顕彰制度は、全国の地方防衛局において今年度から、新たに設けられたもので、工事等の目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範とするにふさわしいものを優秀工事等として、選定し、顕彰するものです。

顕彰する工事並びに業務においては、

- ①困難な条件下にも関わらず、実施状況や成果物の内容に優れ、工期内に成果物を完了させたもの。
- ②業務の遂行にあたって、発注者や要求機関のニーズを的確に反映し、優れた成果をあげたもの。
- ③新技術を取り入れ、業務目的物の品質向上に寄与するなど、先進的な姿勢が伺えるもの。
- ④成績評定点が、高得点であること。
- ⑤その他、他の模範とするにふさわしいもの等。

を選定基準として選定します。

なお、顕彰された場合は、総合評価方式等において適正に評価を与えるものとしています。

請負業者の皆様におかれましては、引き続き現場を指導するなど他の規範となるように努力されることを期待しております。

平成20年度優秀工事等

【優秀工事及び受賞者】

- ・瑞慶覧(H17)P1～P3地区住宅新設通信工事
(デルタ電気工業株式会社)
- ・奥間(19)防災施設(648)新設土木工事
(安岡建設株式会社)
- ・奥間(20)防災施設(648)新設土木工事
(ライト工業株式会社九州支社)

【優秀業務及び受賞者】

- ・シュワブ(H19)環境現況調査
(いであ株式会社沖縄支社)
- ・瑞慶覧(H20)病院新設電波障害対策業務委託
(DXアンテナ株式会社沖縄営業所)



平成21年7月1日当局において調達部長と受賞者及び関係者

うるま市に待望の学習等供用施設が完成!!

去る、6月20日、同市石川山城区で、山城地区学習等供用施設の落成式典及び祝賀会が開催され、多くの区民の方々が参加し完成を祝いました。

当施設は、自治会活動、婦人会、老人会及び子供会等の地域活動の拠点として多くの区民が利用できる施設であり、これまでこれらの活動を行うのに十分な施設がなかったことから、区民の方々が待ち望んでいた施設であります。

当施設は、学習室や調理実習室の棟と、ステージや集会室を別棟とするなど、多目的な使用を考慮した造りとなっており、祝賀会もこの集会室で各種芸能が披露されておりました。また、建物の外壁色が淡い緑色をしているのは、同区の特産品であるお茶の葉をイメージしており、屋上にはエイサーの練習を可能にする夜間照明を設置するなど、随所に工夫がされた施設であり、多くの区民の方々が利用し、同区の発展に寄与するものと確信しております。

当局としましては、住民の方々の待ち望んでいた施設の建設に協力させていただいたことに喜んでおるところであり、今後とも防衛施設周辺住民の皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため各種の施策の推進に取り組んでいきます。



集会室



落成式典

第4回 防衛セミナー開催

沖縄防衛局は、平成19年9月1日、防衛行政全般の機能を担う組織に改編され、以来、沖縄県民の皆様へ防衛省・自衛隊に対する理解をより推進していただくため、防衛セミナーを実施しております。

去る6月18日(木)に、第4回防衛セミナーを沖縄産業支援センター(那覇市在)で開催致しました。今回の防衛セミナーでは、「空の守りと人命救助」(航空自衛隊の任務と活動概要)について南西航空混成団司令部防衛部運用課佐藤2佐から那覇基地や南西航空混成団の概要、領空侵犯に対する措置、航空救難活動の内容や災害派遣活動(急患空輸や空中消火)の状況についてご紹介して頂きました。

また、第二部では、自衛隊に対する地元の声を聞かせていただくという主旨の下、航空自衛隊の部隊が所在する恩納村の志喜屋文康村長により「恩納村と自衛隊との関わり」とのテーマで講話をしていただきました。恩納村に生まれ育った志喜屋村長が村議会議員の時に自衛隊とソフトボール試合を通して連携を深めたことや、自衛隊が恩納村の伝統的な行事であるハーリー大会への参加、ビーチの清掃などにより地域に溶け込んで住民の方との連携を深めたこと、また、防衛施設が所在することにより生ずる諸問題等についてお話を頂きました。



主催者の挨拶



航空自衛隊の説明



志喜屋 恩納村長の講話

第4回防衛セミナーの内容についてご紹介いたします。

南西航空混成団による「空の守り」

- 第83航空隊は、平時においては「領空侵犯に対する措置」が主任務です。有事においては防空作戦が主任務となります。
- 南西航空警戒管制隊は、地上レーダーにより24時間、航空機を監視し、我が国領空に近づく国籍不明機に対して緊急発進するF-15を誘導します。
- 第5高射群は、ペトリオット地对空誘導弾により防空を行います。



領空侵犯に対する措置

外国の航空機が不法に日本の領空に侵入するのを防ぐため、絶えず空の監視を行い、いつでも要撃機が発進できる態勢をとっています。もし、国籍不明の航空機が日本の領空に近づいた場合、直ちに要撃機(F-15)を緊急発進(スクランブル)させ、領空に侵入させない措置をとります。

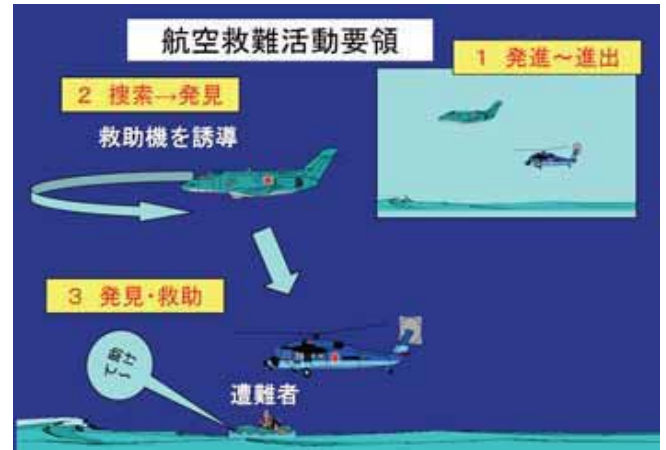


【緊急発進の実績】

平成20年度の緊急発進は42回
2,065回の緊急発進を実施(平成21年4月1日現在)

航空救難活動

捜索機の固定翼機と救助機のヘリコプターがペアで行動し、夜間行動するための赤外線暗視装置を装備しており、暗闇でも救助活動が可能です。



災害派遣活動(急患空輸や空中消火)

船舶からの急患空輸、海難捜索救助、離島からの急患空輸といった災害派遣活動を行っています。
例えば平成14年3月に発生した安室島の山林火災消火活動や那覇空港での中国旅客機炎上時の消火活動を行いました。

【災害派遣の実績】

陸上自衛隊：約7,600回
海上自衛隊：約140回
航空自衛隊：約300回



災害派遣(急患空輸)



災害派遣(9中国旅客機炎上)

災害派遣(空中消火)

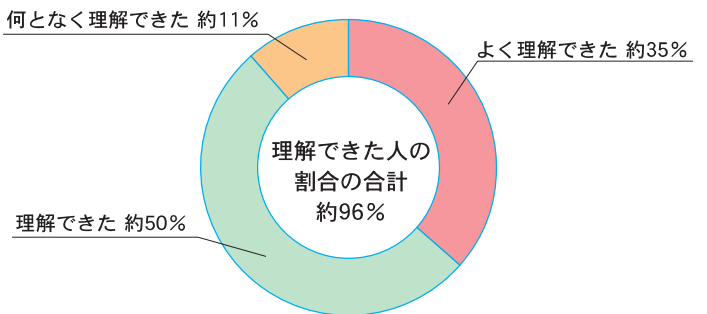
平成14年3月13日 座間味村(安室島)山林火災消火活動

第4回防衛セミナー参加者数

161人(座席数180席)

アンケート調査結果(回答者101人)

これからの防衛セミナーについて



- 沖縄防衛局では、我が国の安全保障や国の防衛に関する問題について、広く国民の皆様にご理解いただくため基本的に四半期毎に防衛セミナーの開催を計画しております。
- また、地域に密着したミニセミナー(自衛隊施設の所在する市町村等(離島含む。))の開催についても積極的に追求していきたいと考えております。
- 防衛省の政策や自衛隊の活動等に関する講演等について、当局管内の自治体や学校等でご要望があれば防衛省・自衛隊から講師を派遣します。
なお、講師の派遣に伴う経費等の負担は一切ありません。

お問い合わせ先：沖縄防衛局 企画部地方調整課 TEL 098-921-8131(代)(内204,210)

お知らせ

米軍基地での勤務を希望される方へ

駐留軍等労働者の事前募集受付中!

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです!

HPアドレス:<http://www.lmo.go.jp> **LMO** **検索** で検索できます。

応募資格 : ■ 沖縄県在住の満18才以上の方

受付時間 : ■ インターネットは毎日24時間受付中

窓口応募 : ■ 平成21年5月1日(金)から通年受付中(土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く)

受付時間 : ■ 午前9時～午後4時30分

応募方法 : ■ インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効。

■ 窓口応募の場合は、指定の応募用紙での応募が必要です。

■ 応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。



受付窓口・お問い合わせ先: **独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部**
管理課: 嘉手納町字屋良1058番地1(道の駅「かでな」隣り) TEL (098) 921 - 5532

アスベスト(石綿)による健康被害に係る 駐留軍等労働者の健康相談窓口について

アスベスト(石綿)による健康被害に係る駐留軍等労働者の健康相談窓口を開設しています。

駐留軍等労働者及び在日米軍基地に勤務され退職された方等でアスベスト(石綿)に関することやご自身の健康不良や健康不安などがある方は、次の窓口にご相談下さい。

■ 沖縄防衛局 労務管理官室 / 嘉手納町字嘉手納290-9 TEL 098-921-8131(内線607・609)

■ 労務管理機構 沖縄支部 / 嘉手納町字屋良1058-1 TEL 098-921-5534

※那覇支部及びコザ支部は、平成21年4月1日に沖縄支部に統合しました。

■ 相談時間: 9:30~17:00(土、日曜日及び祝祭日を除く)

沖縄防衛局からの公表

沖縄防衛局では、沖縄県政記者クラブ会員(地元マスコミ各社及び本土マスコミ各社)に対して、業務に関して、適宜、お知らせしております。このコーナーでは、その一部をご紹介します。

件名: 普天間飛行場における航空機の飛行状況調査の入札公告について

概要: 7月14日、継続的にデータの収集・分析を行うため、航空機航跡観測装置等の購入の上、調査を実施する旨のお知らせ。

背景: 普天間飛行場の危険性の除去に関しては、地元からのご指摘を踏まえ、場周経路等の飛行状況の客観的なデータを把握し、危険性の除去について技術的にどのようなことが可能か検討の資とするため、昨年8月28日～9月3日までの間、ヘリコプターの航跡調査を実施し、航空機航跡観測装置の有効性が確認されたため。

お知らせの詳細は、沖縄防衛局のホームページに掲載しています。
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>



長い間ご苦勞様でした

八月一日付退職

約四十一年の役所生活の最後の一年を沖縄防衛局で勤務させていただきました。空気も、時の流れも、すてきな美ら島で、そして何よりも人情味があふれる方々と出会えたことが貴重な財産です。皆様のこれまでの御厚情に深く感謝しております。ありがとうございました。(沖縄防衛局次長 坂野祥二)